

藤田医科大学動物実験委員会規程

平成30年規程第7号

施行 平成30年4月1日

改正 令和5年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、藤田医科大学動物実験規程（平成19年規程第3号。以下、動物実験規程という）第4条第2項に基づき設置する藤田医科大学動物実験委員会（以下、委員会といふ）の運営に関し、必要な事項を定め本学における適切な動物実験の計画と施行を推進し、円滑な管理運営を支援することを目的とする。

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- | | |
|-------------------------|------|
| (1) 動物実験等に関して優れた識見を有する者 | 3名以上 |
| (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者 | 2名以上 |
| (3) 動物福祉に関して優れた識見を有する者 | 1名以上 |
| (4) その他学識経験を有する者 | 2名以上 |

2. 委員は、学長が選任し、理事長が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 前項の委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合において補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置く。

2. 委員長及び副委員長は、委員の中から、学長が選任し、理事長が任命する。
3. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の開催)

第5条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2. 委員会は、原則として年1回開催する。ただし、委員長が必要と認めるときは、適宜開催することができる。
3. 委員は、他の委員を代理人として、審議すべき議案につき代理人に一任する旨の委任状により、出席したものとみなす。

(業務)

第6条 委員会は、学長の諮問を受け、次の各号に掲げる事項について審査又は調査し、学長に報告、助言又は具申する。

- (1) 動物実験計画が法令及び指針等（これらの定義は動物実験規程前文に定めるものに同じ）並びにこの規程に適合していることの審査

- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関する事項
- (3) 動物実験研究施設等の設置及び廃止に関する事項
- (4) 実験動物の飼養保管状況に関する事項
- (5) 動物実験及び実験動物の適正な取扱いに関する事項法令及び指針等に関する教育訓練の内容又は体制に関する事項
- (6) 動物実験に関する自己点検・評価及び外部の機関等による検証の実施に関する事項
- (7) その他動物実験等の適正な実施のための必要な事項に関する事項

(定足数)

第7条 委員会は、委員総数の過半数の出席（委任状による出席を含む）がなければ開くことができない。

(議決)

第8条 委員会の議事は、出席した委員の3分の2以上（委任状によるものを含む）の賛成により決する。

2. 委員は、自らが動物実験実施者となる動物実験計画書に係る議事及び採決に参加することができない。

(議事録)

第9条 委員長は、委員会の議事について議事録を作成しなければならない。

2. 議事録は、研究支援部において保存する。

(事務)

第10条 委員会の事務は、研究支援部が行う。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

(改正)

第12条 この規程の改正は、全学教学運営委員会の議を経て、学長の決定による。

附則

- 1. この規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2. 平成30年10月10日一部改正
- 3. 平成31年4月1日一部改正
- 4. 令和元年9月1日一部改正
- 5. 令和5年4月1日一部改正